

公益信託ヨコハマポート サイドまちづくりトラスト

平成31年度 募集要項

1. 助成の目的

ヨコハマポートサイド地区で自らの創意工夫による公益性の高い自主的なまちづくりの活動を行う個人又は団体に対して助成を行うことにより、「アート&デザインの街」をコンセプトに掲げ街づくりが行われてきたヨコハマポートサイド地区の振興と活性化を図り、アート&デザインのコンセプトにふさわしい「まち文化」の創造や、コミュニティ活動の活性化に寄与することを目的とします。

2. 助成対象

ヨコハマポートサイド地区で以下の活動を行なう個人又は団体。

個人とは横浜市に住所・居所を有する者、在住・在勤する者をいう。

団体とは2人以上の個人が自主的なまちづくりをするため結成したものをいう。

(1) 助成対象事業または活動と具体例

①アート&デザイン部門

より多くの市民が等身大の生活文化のなかで理解し、楽しむことができるアートやデザインの表現活動、またはそうした表現を多くの市民と共有するために行われるイベント事業や企画展、あるいは出版（web出版やインターネット・サイトの創設・運営を含む）活動及び研究活動。

ア. アートやデザイン、音楽、演劇的な分野での作品制作や発表

イ. イベントや企画展の実施

ウ. 地区を題材にした情報誌紙の発行（web出版やインターネット・サイトの創設）

エ. 地区をテーマにしたまちづくりに関する調査研究、計画の立案（街づくり協定の基本的事項の調査・指導 / アート&デザインの調整・指導 / 芸術・文化活動の調査研究など）

②コミュニティ活動部門

ヨコハマポートサイド地区で実施されるコミュニティ活動や、人と人の出会い、ネットワークを構築していく活動。

ア. 地域の方の参加を促すようなイベントの実施

イ. 参加者の親睦を深め、交流を促すようなイベントの実施

ウ. 地区への関心を高めるための地域ニュース等の発行（インターネット・メディアを利用したものを含む）

エ. 地区をテーマにしたまちづくりに関する展覧会・講演会・文化交流

③環境維持部門

まちづくりに必要な環境整備等の活動。

ア. 街路灯の整備・補修【照明事業】

イ. 街の顔となるライトアップの維持【照明事業】

ウ. 街の環境美化事業（清掃等）

エ. 街づくり協定による街並みづくり事業

オ. モニュメント、ストリート・ファニチャー、案内板の設置、補修、維持管理

『まちづくりに必要な環境整備』のため、トラストでは照明事業に対して助成を行います。

照明事業とは A. 歩道照明や景観演出の街路灯などの電力料の補助

B. 照明器具交換に要した費用の補助 です。

照明事業の詳細については別紙「照明事業の助成対象について」をご覧ください。

(2) 活動総額に対する助成上限について

事業内容	助成率
①アート&デザイン部門	
ア. アートやデザイン、音楽、演劇的な分野での作品制作や発表	1 / 2
イ. イベントや企画展の実施	1 / 2
ウ. 地区を題材にした情報誌紙の発行	1 / 2
エ. 地区をテーマにしたまちづくりに関する調査研究、計画の立案	1 / 2
②コミュニティ活動部門	
ア. 地域の方の参加を促すようなイベントの実施	1 / 2
イ. 参加者の親睦を深め、交流を促すようなイベントの実施	1 / 2
ウ. 地区への関心を高めるための地域ニュース等の発行	1 / 2
エ. 地区をテーマにしたまちづくりに関する展覧会・講演会・文化交流	1 / 2

③環境維持部門	
ア. 街路灯の整備、補修	3 / 4
イ. 街の顔となるライトアップの維持	1 / 4
ウ. 街の環境美化（清掃等）	1 / 2
エ. 街づくり協定による街並みづくり事業	1 / 2
オ. モニュメント、ストリート・ファニチャー、案内板の設置、補修、維持管理	1 / 2

なお、運営委員会の判断により、助成率を超えて助成を決定することがあります。

3. 助成件数及び金額

件数 35 団体程度

金額 総額 1,500 万円

4. 応募方法

当基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記宛先へご郵送下さい。

応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

なお、応募にあたっては申請内容について当基金の運営委員会に先立ってヒアリングを行う場合がありますのでご承知おきください。

また、その際に申請事業に対して、次のような質問を聞かれる場合がありますので、予めご承知おきください。

- ①申請事案についての目標・夢
- ②公益性
- ③創意工夫
- ④発展可能性
- ⑤ポートサイド地区のコンセプトである「アート&デザインの街」の取り入れ（アート&デザイン部門）
- ⑥費用の妥当性
- ⑦継続の可能性【継続応募の場合】
- ⑧前回よりの進展【継続応募の場合】
- ⑨実績・反省点【継続応募の場合】

5. 募集期間

平成 30 年 12 月 1 日（土）～平成 31 年 1 月 10 日（木）（必着）

6. 選考及び通知と助成金受取りまで

- 募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、平成 31 年 4 月頃にその結果（内定通知）を書面にてお知らせします。
- 助成事業が終了した時点で『実績報告書』および実績に基づいた『助成金交付申請書兼請求書』を提出していただきます。
- 提出いただいた報告書等の内容を確認し、問題がなければ助成金を交付いたします。

7. その他

- 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還して頂きます。
- 助成先に採用された場合、別途開催を検討しております活動報告会へのご出席をお願いする予定ですので、予めご承知おきください。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

ヨコハマポートサイドまちづくりトラスト 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

申請書 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

公益信託ヨコハマポートサイドトラスト 照明事業の助成対象について

当トラスト募集要項に記載された『まちづくりに必要な環境整備』のため、当トラストでは照明事業に対して助成を行います。照明事業とは

- A. 歩道照明や景観演出の街路灯などの電力料の補助
- B. 照明器具交換に要した費用の補助 です。

※ 助成の決定にあたっては、対象となる照明事業に対して審査が行われます。

助成対象となる照明は下記の通りです。

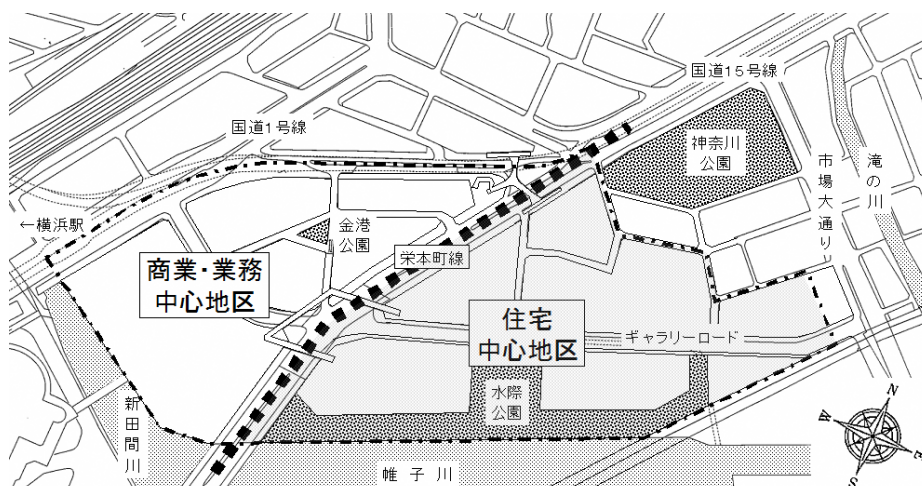
【エリア限定あり】

① 歩道照明(公道)

→ 栄本町線沿い(下図太い点線)の歩道を照らす照明

② 歩道照明(地区施設・公開空地)

→ 住宅中心地区(下図斜線)における地区施設(歩道状空地)や公開空地を照らす照明



【エリア限定なし】

③ イベントライトアップ

→ 期間を限定して行う、ポートサイド地区のアート&デザインに寄与するイベント照明

④ 通常ライトアップ

→ ポートサイド地区のアート&デザインに寄与する、建物やモニュメント、樹木等への照明

■ 助成事例

①歩道照明(公道)



②歩道照明(地区施設)



③イベントライトアップ



④通常ライトアップ



1. 照明事業の助成率

区分		区分	助成率	
歩道照明	公道	①	75%	
	地区施設・公開空地	②	25%	
ライトアップ	イベントライトアップ		③	40%
	通常ライトアップ	マンション	④	25%
		企業	⑤	10%

区分の定義

- ① 公道照明：公道（歩道）のための照明。
- ② 地区施設照明：地区施設（都市計画で位置付けられ、敷地内で整備された歩道状の空地、広場など）のための照明。
- 公開空地照明：公開空地（敷地内の自由に通行可能な歩道状の空地、通路など）のための照明。
- ③ イベントライトアップ：クリスマスなどに期間限定で行われるライトアップで、イベント性が高いもの。
- ④ ⑤ 通常ライトアップ：通年にわたり、建物全体または一部（頂部など）を照らすもの、またはモニュメント、樹木などを効果的に照らすもの。

2. 申し込みから、資金お受取までの流れ

ア 申請時に必要な書類(提出資料はA4版をお願いします。)

助成申請書

団体名簿

事業計画書 照明事業区分チェックシート(助成申請用・書式あり)

事業見積書

地図

写真

※なお、新規で申込みされる場合、運営委員会での審査用に添付資料（写真など）は10部用意願います。

イ 運営委員会で審査し、採否結果(助成対象と認められた場合、助成内定通知書)を通知します。

ウ 助成事業が終了した時点で

『実績報告書』(書式あり)と『照明事業区分チェックシート』(実績報告用・書式あり)を提出。電力使用量と電球交換などの器具交換に要した記録も併せて提出。

エ 上記実績に基づいて、『助成金交付申請書兼請求書』(書式あり)を提出。

オ 助成金の交付を受ける。

以上